

「公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例案」に対する意見募集の結果について

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例案に関し、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

いただきましたご意見に対する市の考え方を次のとおり公表します。

1 意見募集方法等

(1) 意見募集期間

平成24年1月10日（火）から平成24年2月8日（水）まで

(2) 意見募集方法

ア 市ホームページへの掲載

イ 市役所本庁舎1階ロビー、各支所で配布

2 意見募集結果

(1) 意見総数5人

内訳 電子メール5人

(2) 意見に対する市の考え方

以下のとおり

条例（案）の考え方について

	いただいた意見	市の考え方
1	鎌倉はその地形も相まって、住宅地等の開発に、道路の拡充が追いついていないと思います。歩道の途切れる所は至る所にあり、子供やお年寄りの通行に危うさが散見されます。道路脇の土地が住宅などに代わっても、そこだけ歩道が出来ないケースも見られます。更に最近、200㎡以下の土地が多くなっています。このような状況から、今回の条例案で、100㎡以上の土地を対象とすることは妥当だと思います。	「公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例案」に基づき、条例の制定に向けた手続を進めてまいります。
2	件名（条例の名称）の件、貴条例案（届け出規模、100㎡の継続実施）に全面的に賛成します。 理由は、一言でいえば、小生の過去10年余にわたる鎌倉広町緑地の保全・維持管理活動の経験に基づくものです。	
3	「県条例」を踏襲し、「100㎡以上」とすることに、特段の意見はありません。	
4	当条例案に賛成します。	
5	鎌倉市でも条例案の制定は必要です。	

その他

	いただいた意見	市の考え方
1	都市計画等の促進のために、公有地拡大に関わる土地に関しては、土地の大小を問わず、条例の対象とすべきだと感じます。更に土地の譲渡だけではなく、土地の使用形態の変更の場合も対象とすべきだと思います。	公有地の拡大の推進に関する法律では、届出が必要な規模が定められていますので、規定規模未満のものは適用の対象外となります。 また、同法律は、土地を有償で譲渡しようとする場合及び買取りを希望する場合の地方公共団体等による土地の先買い制度ですので、土地の使用形態の変更は対象外となります。
2	本案は、公有地拡大のための先買いに係る規制ではありますが、鎌倉市については、そのネームバリューにより、常に乱開発の危険にさらされており、民間取引についても、同様の規制を継続的に掛けて戴きたい。	公有地の拡大の推進に関する法律は、民間の土地取引について、地方公共団体等が土地の先買いを行えるように設けている制度です。条例を制定することにより、引き続き都市の健全な発展と秩序ある整備を促進してまいります。
3	「公有地の拡大の推進に関する法律施行令」第3条第3項によりますと、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」第3条第1項第1号の区域においては50平方メートル以上200平方メートル(4条も然り)となっています。これも同じように制定権限が県から市に移譲されるものではありませんか。併せて条例化が必要ではありませんか。	鎌倉市内では、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項第1号の区域は定めていないため、同区域における届出が必要となる土地の規模を定める条例を制定する必要はありません。今後、同区域が指定される場合には、条例制定の検討を行ってまいります。
4	このパブリックコメントに応じるには「公有地の拡大の推進に関する法律」、「公有地の拡大の推進に関する法律施行令」を検索してコピーしなくてはならない。必要な条文を抜粋して参考資料として添付するようにしていただきたい。今回はまだ少ない資料でコメントできるが、膨大な資料を収集しなくてはならない場合はコメントできません。ご配慮をお願いいたします。	貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。